倫理法等違反に関する情報は、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する行為が行われた疑いがあると思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

2　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

平成25年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は18件、前年度から継続して調査が行われた事案は８件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは８件で合計９人（免職２人、停職２人、減給１人、戒告４人）（下記⑵参照）であり、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは13件で合計53人であった（１件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは２件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。）。また、平成25年度の調査が平成26年度に継続された事案は４件であった。

これらを前年度（平成24年度）と比べると、新たに開始された調査件数は２件減少したものの、懲戒処分件数は前年度と同数であった（表４）。

なお、倫理法が全面施行された平成12年４月から平成25年度末までの間に、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は460人（免職71人、停職33人、減給110人、戒告246人）、矯正措置が講じられた職員は610人であった（平成26年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定される者12人を含む。）。

表４　調査及び懲戒処分等の件数等の推移

項目＼年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累計（平成12～25年度）
調査開始事案数	18 ＜5＞	24 ＜5＞	14 ＜7＞	20 ＜5＞	18 ＜8＞	307
処分等件数（人数）	16 (30)	21 (61)	16 (27)	16 (63)	20 (62)	288 (1,070)
懲戒処分件数（人数）	10 (21)	14 (28)	6 (13)	8 (22)	8 (9)	182 (460)
免職	4 (4)	4 (6)	0 (0)	2 (6)	2 (2)	54 (71)
停職	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	26 (33)
減給	2 (3)	2 (2)	4 (5)	3 (5)	1 (1)	53 (110)
戒告	6 (13)	8 (19)	3 (6)	5 (11)	3 (4)	89 (246)
矯正措置件数（人数）	8 (9)	12 (33)	11 (14)	11 (41)	13 (53)	156 (610)

㈱１　＜　＞は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

２　１事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。

３　１事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合にはそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

４　１事案につき最終報告が複数回行われた場合には、処分等件数は最初に最終報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数はそれぞれの最終報告が行われた年度に計上している。

５　懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成26年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定されている者８人を含む。

⑵　倫理法等違反事案の概要

平成25年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表５のとおりである。

表５　平成25年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第６号違反）	戒告（１人）	厚生労働省の職員１人が、利害関係者である事業者から、当該事業者の主催するコンサートの招待券の贈与を１回（48,000円相当）受け、同人の親族等３名が、同招待券を利用し、飲食の接待及び物品の贈与を１回（11,000円相当）受けたもの。
2	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号違反）	減給１月（俸給の月額の1／10）（１人）	経済産業省の職員１人が、事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方である利害関係者から、飲食の接待を３回（合計57,000円相当）受けたもの。
3	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	停職１月（１人）	警察庁の職員１人が、利害関係者以外の２事業者から、多額の金銭の貸付け（合計800万円）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	国税庁の地方支分部局の職員１人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から、調査に関し、便宜的な取り計らいを受けたことに対する謝礼の趣旨であることを知りながら、現金の贈与を１回（120万円）受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号違反）	戒告（１人）	法務省の地方支分部局の職員１人が、行政指導の相手方として利害関係者である者から、飲食の接待を１回（2,100円相当）受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
6	利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	戒告（１人）	林野庁の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、物品の贈与を３回（合計14,000円相当）受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
7	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である２事業者から、自動車修理費用として過大な金銭（合計約695,000円）を受け取ったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
8	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	停職１月（１人）	国税庁の地方支分部局の職員１人が、利害関係者以外の事業者から、飲食の接待を少なくとも８回（合計48,000円相当）受け、金品の贈与を複数回（合計24,000円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
9	利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号違反）	戒告（１人）	海上保安庁の地方支分部局職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者に対し、他の事業者との間で契約手続を行わないまま実施した修理に係る未払金に充当するため、契約内容を一部水増しした上、上記未払金相当額を立替払いさせたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。